

教衣支給に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年二月十一日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

教衣支給に関する質問主意書

政府は文化國家建設の理想に着々進みつつある様であるが、小、中学校の教員はボロ服に「白ボク」でそ
では「ヨゴレ」見るも氣の毒である、「上つぱり」の教衣を支給しこれ等薄給教員を少しにても救うべきであ
るが支給する案を実施する親心あるか処見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。